

入札に関する注意事項(測量・建設コンサルタント等業務)

1.	入札区分	本案件は、京丹後市電子入札システムによる電子入札対象案件である。
2.	業務名	令和8年度 小栓川雨水幹線地質調査業務
3.	業務番号	8 建土都下第2号
4.	履行期間	契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで
5.	設計図書閲覧の 日時及び場所	閲覧設計図書については、京丹後市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という）からダウンロードすること。 ○ 閲覧設計図書取得の際に必要なパスワード：指名通知書に記載 ○ 設計図面添付の有無：☒ 有り ・ ~~無し~~ ○ ダウンロード期間：令和8年10月23日午前9時から令和8年11月10日正午まで
6.	設計図書等に関する 質問書の提出期限 及び回答方法等	提出期限：令和8年11月2日（月）正午まで 提出先：京丹後市役所 総務部 入札契約課 回答方法：入札情報公開システムに掲載を行う。 回答予定日：令和8年11月5日（木）掲載予定
7.	入札の方法	入札は、出席者（電子入札においては、入札書提出締切日時までに有効な入札書を提出した者）のみによって行う。ただし、やむを得ない事由があるとしてあらかじめ市長の承諾を受けた者は、紙入札方式によて行う。
8.	入札保証金	免除
9.	業務委託費 内訳書の提出	☒ 必要 ・ ~~不要~~ 入札書に記載される入札金額に対応する業務委託費内訳書を添付（紙入札による場合は持参）すること。
10.	落札者の 決定方法	予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。 ただし、再度入札において、前回の入札のうち最低入札価格以上の価格で入札した者は、失格とする。
11.	入札金額	(1) <u>入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は、「××, 000円」等、金額が特定できる表記とすること。</u>なお、千円未満まで記入した入札書も有効とするが、この場合、千円未満は切り捨てるものとする。 (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
12.	代理入札	紙入札による場合において、代理人により入札をしようとするときは、委任状を入札書とともに提出すること。
13.	入札の中止	(1) 入札参加者が1人の場合は、入札を行わない。 (2) 再度入札の場合は、入札参加者の棄権又は入札の無効若しくは失格により再度入札に参加できる者が1人となったときは、これを行わない。

14.	無効	次の各号のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。 (1) 入札に参加する資格のない者 (2) 同じ入札に 2 以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人の IC カードを使用しての入札を含む。)をした者 (3) 他人の IC カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者の IC カードを使用して入札に参加した者 (4) 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者の IC カードを使用して入札に参加した者 (5) その他不正の目的を持って IC カードを使用した者 (6) 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者 (7) 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者(IC カードの失効等により開札できない入札書で入札をした者を含む。) (8) 氏名、印鑑(電子署名を含む。)又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件が特定できない入札書で入札した者 (9) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者 (10) 委任状を持参しない代理人 (11) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。 (12) 開札までに有効な内訳書を提示又は提出しない者(指名通知書等により提示又は提出を求めた場合に限る。) (13) 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示又は提出した者 (14) 指名通知日から開札日までの期間において、京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止がなされている者 (15) その他入札条件に違反した者
15.	入札の辞退	(1) 入札を希望しない場合又は入札に参加できない事情がある場合においては、入札書提出締切日時に至るまで(紙入札の場合は、入札書を持参した後、電子入札の場合は入札書を提出した後は除く。)の間は、入札を辞退することができる。この場合、具体的な理由を付した入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認できる書面を提出しなければならない。なお、電子入札システムにおいて辞退理由を記入して辞退届を電子提出した場合は、書面による辞退届の提出は不要とする。 (2) <u>入札通知を受けた場合に、過去 2 箇年に 2 回正当な理由なく入札に参加しなかったときは、「京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱」に基づき、1 箇月の指名停止とする。なお、「過去 2 箇年に 2 回」の回数、入札案件ではなく、入札日を単位として数えるものとする。</u>
16.	契約書	落札者は、落札者決定通知日から 7 日以内に <u>契約書</u> を作成し、当該契約書を入札契約課に提出すること。
17.	違約金	落札者が契約を締結しないときは、落札金額(税込)の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。
18.	契約保証金	不要

19.	前 金 払	適用しない。
20.	部 分 払	適用しない。 ・ ~~適用する。~~
21.	そ の 他	(1) 本注意事項に定めのない事項は、京丹後市契約規則、京丹後市電子入札運用基準、京丹後市競争入札心得（工事・測量等業務用）及び入札参加に当たっての留意事項（測量・建設コンサルタント等業務）の定めるところによる。 (2) 入札執行日から契約を締結するまでの間に本市の工事等に係る指名停止等に該当する行為を行っていたと判明したときは、当該落札決定を取り消すことがある。